

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面する子育て世帯の生活を支援するため、国事業の生活支援特別給付金を下記のとおり支給します。「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外の子育て世帯分」のどちらかで1回給付が受けられます。給付額は、児童1人当たり5万円です。

記

■ひとり親世帯分（A）

（1）支給対象者

次の①～③のいずれかに該当する方 ※（B）の給付金を受け取った方を除く

- ①令和5年3月分の児童扶養手当が支給された方 《申請不要》
- ②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

（2）手続き

対象となる方（または対象となる可能性がある方）へ、令和5年5月17日付けで詳しいご案内を個別に発送しました。

①に該当する方は、申請不要です。令和5年5月30日に、児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。②③に該当する方は、申請が必要です。

■ひとり親世帯以外の子育て世帯分（B）

（1）支給対象者

次の①か②に該当する方 ※（A）の給付金を受け取った方を除く

- ①諏訪市から「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」が支給された方 《申請不要》
- ②対象児童（令和5年3月31日現在で18歳未満の児童（障がいのある児童の場合20歳未満）を養育する父母等であって、食費などの物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降に家計が急変するなど、収入が住民税非課税相当となった方

（2）手続き

①の対象になる方へ、令和5年5月17日付けで詳しいご案内を個別に発送しました。

①に該当する方は、申請不要です。令和5年5月30日に、「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」を受給した口座に振り込みます。

②に該当する方は申請が必要です。市民課4番窓口か市ホームページから申請書類一式を取得して申請してください。

以上

〒392-8511 長野県諏訪市高島1-22-30
長野県 諏訪市

■ひとり親世帯分 担当
健康福祉部 こども課 子育て支援係
電話 0266-52-4141（内線445・448）
FAX 0266-57-2246
メール kodomo@city.suwa.lg.jp

■ひとり親世帯以外の子育て世帯分 担当
市民環境部 市民課 市民窓口係
電話 0266-52-4141（内線116・119）
FAX 0266-52-8116
メール shimin@city.suwa.lg.jp